

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………一
- ……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………二
- ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………二
- 令和元年における中型まき網漁業の許可等の申請期間……………(産業労働局農林水産部水産課)……………四

公告

- 街並み景観重点地区の変更(二件)……………三
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七

告示

東京都告示第五十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開

発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

大井一丁目南第1地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十月十六日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区大井一丁目及び大井二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区大井一丁目三十四番十一号

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十月十六日

令和元年五月二十七日

東京都告示第五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百六十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十七日

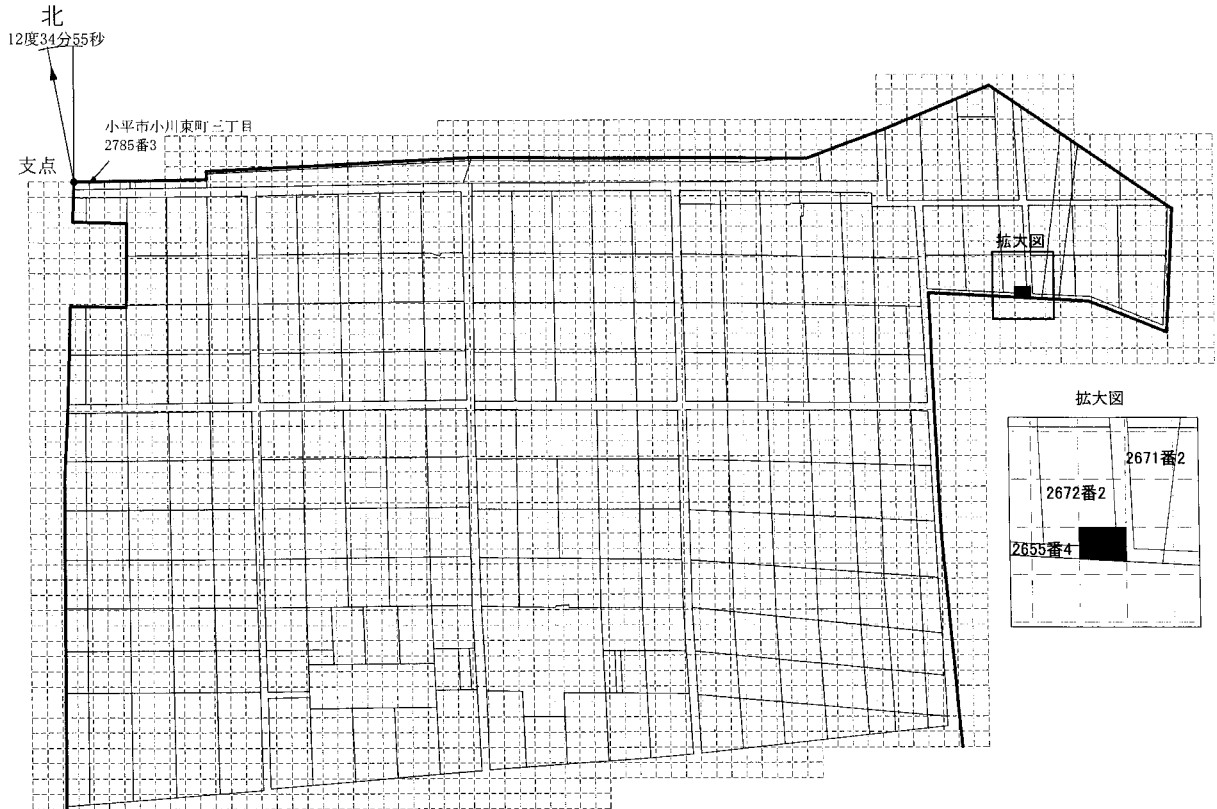
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(小平市小川東町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域

【支点】

支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に茨城県守谷市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十一年四月十八日

●東京都告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)以下「法」という。)第五十四條の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四條第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五條の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二條(中国残留邦人等支援法第十四條第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1315370028	医療法人社団三秀会	東京都羽村市羽字武蔵野4207	羽村三慶病院	東京都羽村市羽字武蔵野4207	居宅療養管理指導	平成31年1月1日
1315370028	医療法人社団三秀会	東京都羽村市羽字武蔵野4207	羽村三慶病院	東京都羽村市羽字武蔵野4207	介護予防居宅療養管理指導	平成31年4月1日
1340855403	山野 光弘	東京都江戸川区小松川3-9-1-609	サンコウ薬局	東京都江東区大島4-1-6-106	居宅療養管理指導	平成31年1月1日
1340855403	山野 光弘	東京都江戸川区小松川3-9-1-609	サンコウ薬局	東京都江東区大島4-1-6-106	介護予防居宅療養管理指導	平成31年4月1日
1372801108	有限会社ケアクリエイト	東京都青梅市河辺町8-2-1	ケアレジデンス河辺	東京都青梅市河辺町8-2-1	特定施設入居者生活介護	平成31年4月1日
1372801108	有限会社ケアクリエイト	東京都青梅市河辺町8-2-1	ケアレジデンス河辺	東京都青梅市河辺町8-2-1	介護予防特定施設入居者生活介護	平成31年4月1日
1334640892	医療法人社団佳健会	東京都東大和市中央3-854-1	医療法人社団佳健会 原デンタルクリニック	東京都東大和市中央3-854-1	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1334640892	医療法人社団佳健会	東京都東大和市中央3-854-1	医療法人社団佳健会 原デンタルクリニック	東京都東大和市中央3-854-1	介護予防居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1342751089	株式会社東村山調剤薬局	東京都東村山栄町2-4-4 ヘルビー 司5階	ウイング栄町薬局	東京都東村山市栄町2-4-23 グラントルム式番館1階	居宅療養管理指導	平成31年2月8日
1342751089	株式会社東村山調剤薬局	東京都東村山栄町2-4-4 ヘルビー 司5階	ウイング栄町薬局	東京都東村山市栄町2-4-23 グラントルム式番館1階	介護予防居宅療養管理指導	平成31年4月1日
1344351334	有限会社バインビレッジ	東京都東久留米市氷川台2-35-2	あい薬局	東京都小平市仲町348-1 グランドウール1階	居宅療養管理指導	平成31年4月1日
1344351334	有限会社バインビレッジ	東京都東久留米市氷川台2-35-2	あい薬局	東京都小平市仲町348-1 グランドウール1階	介護予防居宅療養管理指導	平成31年4月1日
1331026483	医療法人社団法山会	東京都文京区小石川5-6-9-1502	医療法人社団法山会 山下診療所 自由が丘	東京都目黒区自由が丘1-30-3 東急ビル7階	居宅療養管理指導	平成31年2月1日
1331026483	医療法人社団法山会	東京都文京区小石川5-6-9-1502	医療法人社団法山会 山下診療所 自由が丘	東京都目黒区自由が丘1-30-3 東急ビル7階	介護予防居宅療養管理指導	平成31年4月1日
1311731355	医療法人社団和海会	東京都北区滝野川6-14-9 東京先端医療モールビル2階	医療法人社団和海会 あいべ整形外科	東京都北区滝野川6-14-9 東京先端医療モールビル202号室	訪問リハビリテーション	平成31年4月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	上たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1311731355	医療法人社団和海会	東京都北区滝野川6-14-9 東京先端医療モールビル2階	医療法人社団和海会 あいべ整形外科	東京都北区滝野川6-14-9 東京先端医療モールビル202号室	介護予防訪問リハビリテーション	平成31年4月1日

●東京都告示第六十二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和元年における中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたので、同規則第八条第三項の規定により次のとおり告示する。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年五月二十七日から同月三十一日まで

公 告

街並み景観重点地区の変更について

東京のしなれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十一条において準用する同条例第二十条第三項の規定に基づき、街並み景観重点地区(以下「地区」という。)を変更したので、次のとおり公告する。なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置及び面積

日本橋室町・日本橋本石町・日本橋本町周辺地区

中央区日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目及び日本橋本町二丁目各地内(別図のとおり)

約十四・三ヘクタール

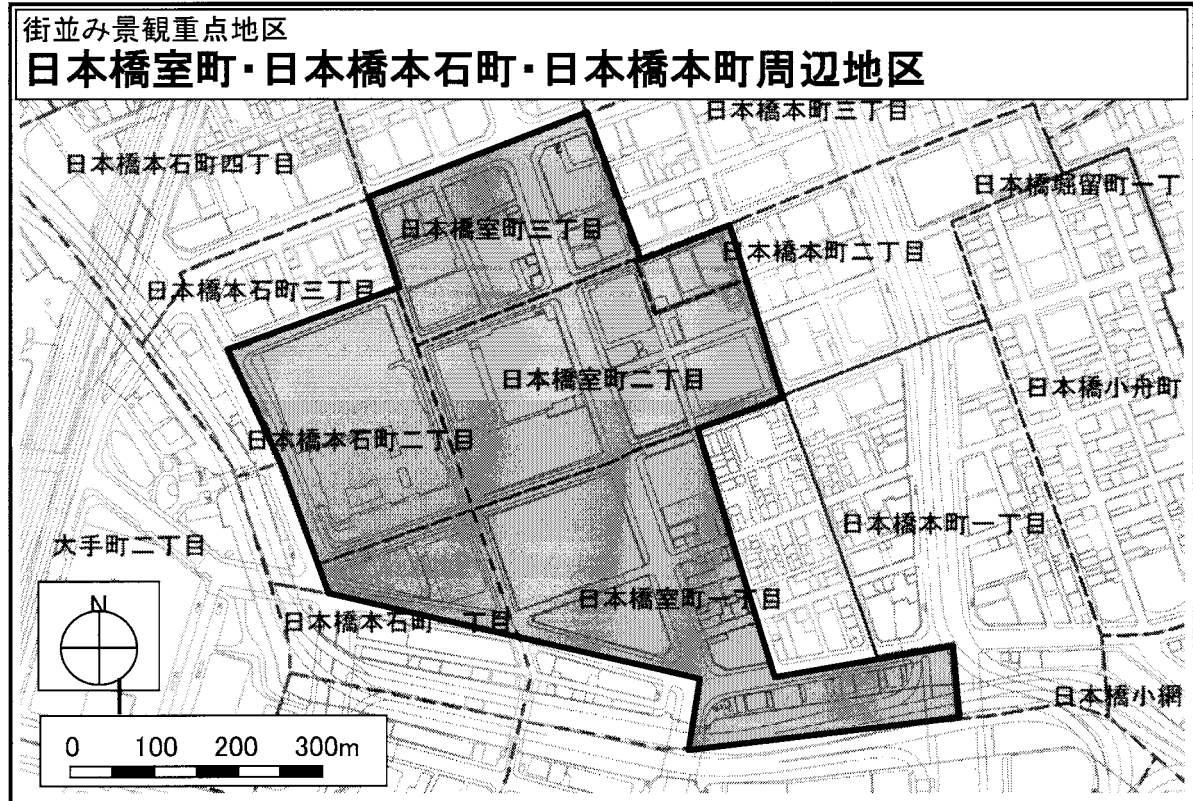
二 変更年月日

三 縦覧場所

令和元年五月二十七日

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（東京都庁第二本庁舎十二階中央）

別図



街並み景観重点地区の変更について

東京のしなれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第二十一条において準用する同条例第二十条第三項の規定に基づき、街並み景観重点地区（以下「地区」という。）を変更したので、次のとおり公告する。なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 地区の名称、位置及び面積

日本橋川沿い地区

中央区日本橋一丁目及び八重洲一丁目各市内（別図のとおり）

約六・九ヘクタール

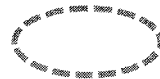
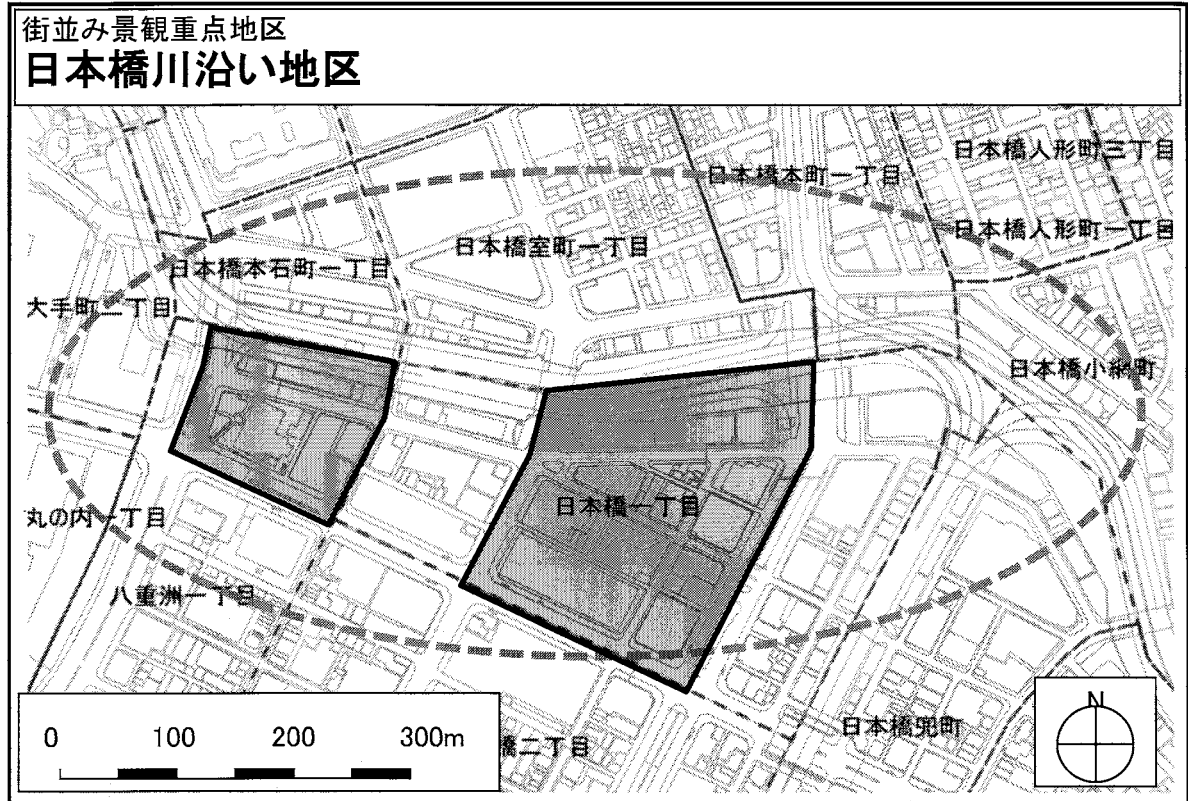
二 変更年月日

令和元年五月二十七日

三 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（東京都庁第二本庁舎十二階中央）

別図



日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2017対象エリア

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年五月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和元年五月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コープ高倉店
- 二 店舗所在地 八王子市高倉町四十九番地三ほか
- 三 設置者名 生活協同組合コープみらいほかに
- 四 設置者住所 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号ほか
- 五 変更前の店舗名 (仮称)コープ(新)高倉店
- 六 変更後の店舗名 コープ高倉店
- 七 変更を行った設置者名 生活協同組合コープみらいほかに
- 八 変更前の設置者の代表者名 土屋 敏夫(生活協同組合コープみらい)ほか

九 変更後の設置者の代表者名 熊崎 伸(生活協同組合コープみらい)ほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらいほかに未定

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらいほかに二

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらい

十三 変更前の小売業者の代表者名 土屋 敏夫

十四 変更後の小売業者の代表者名 熊崎 伸

十五 変更日 平成二十九年二月十五日ほか

十六 届出日 平成三十一年四月十七日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十八 縦覧期間 令和元年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 コープ小川西町店
- 二 店舗所在地 小平市小川西町一丁目二番一号
- 三 設置者名 有限会社小山商店
- 四 設置者住所 小平市小川町一丁目九百十番地
- 五 変更前の店舗名 コープとうきょう小川西町店

六 変更後の店舗名 コープ小川西町店

七 変更日 平成三十一年二月一日

八 届出日 平成三十一年四月十七日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間 令和元年五月二十七日から同年九月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

